

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（七件）

番号	件	名	院議先	月提出	付委員会	参議院	衆議院	議本会決議	付委員会	衆議院	議本会決議
26	25	24	18	16	14	10					
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	臨時行政改革推進審議会設置法案	國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案					
"	"	"	"	"	"	衆	院議先				
(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	大、九、二	月提出				
(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	大、一、一、六	付委員会				
可 決 三、六	可 決 三、六	可 決 三、六	可 決 三、八	可 決 三、八	可 決 三、〇	大、二、三、九	参議院				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	議本会決議				
(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	(予)	大、二、三、〇	付委員会				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	衆議院				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	議本会決議				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	付委員会				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	衆議院				
可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	可 決 三、九	大、二、三、〇	議本会決議				
						参 本 会 議 趣 旨 説 明	参 本 会 議 趣 旨 説 明	参 本 会 議 趣 旨 説 明	参 本 会 議 趣 旨 説 明	参 本 会 議 趣 旨 説 明	

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、防衛庁設置法の一部改正

艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊については三百五十二人増員して四万五千五百五十人に、航空自衛隊については二百三十一人増員して四万七千六十五人に、統合幕僚会議については二十三三人増員して百五十二人とし、合わせて六百六人増加することにより、全体としての自衛官定数を二十七万二千七百六十八人とすること。

二、自衛隊法の一部改正

1 自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について千人増加し、航空自衛隊についても予備自衛官制度を新設して三百人とし、合計四万四千九百人とすること。

2 有線電気通信設備、無線設備及び船舶の防衛上の重要性及び防護の緊要度が高まつたことに伴い、自衛官

が武器を使用して防護することができる対象にこれらを加えること。

3 国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとし、また、自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することとする。

4 市町村の境界が変更されたことに伴い、中部航空方面隊司令部の所在地を入間市から狭山市に名称変更を行うこと。

三、本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題になりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び中央指揮所の二十四時間運用態勢の確保等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊三百五十二人、航空自衛隊二三百三十一人、統合幕僚会議二十三三人、合わせて六百六人増加

することにより、自衛官の総定数を二十七万二千七百六十八人とすること。第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊に千人増加するとともに、航空自衛隊に三百人新設し、合わせて千三百人増加することにより予備自衛官の総数を四万四千九百人とすること。第三に、船舶及び有線電気通信設備等の防衛上の重要性及び防護の緊要度が高まつたことに伴い、自衛官が武器を使用して防護することができる対象にこれらを加えること。第四に、国の機関から依頼があつた場合には、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとし、そのための航空機を自衛隊が保有できる」としよつとするものであります。

委員会におきましては、中曾根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なうなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、自衛官の定数増と充足率との関連、予備自衛官の増員理由と将来構想、武器を使用して防護できる対象の拡大理由、防衛計画の大綱の見直し、大綱水準達成とG.N.P.一%との関連等のほか、海上防空構想、在日米軍労務費負担、日米共同統合演習、事前協議制度等広範多岐にわたつておりますが、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、自由民主党を代表して大城理事より賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成、日本共産党をして内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方公共団体の執行機関が国の機関として行なう事務の整理及び合理化に関する法律案（閣法第一四号）

要旨

本案は、昭和六十年七月二十二日付臨時行政改革推進審議会の「行政改革の推進方策に関する答申」において指摘された機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等に係る事項のうち、地方公共団体の自主性・自律性を強化しつつ、地域の実情に合つた総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から、機関委任事務及び

国・地方を通ずる許認可権限等について、法律改正を要する十一省庁四十三法律（重複する法律を除く純計）、六十一事項を取りまとめて整理合理化を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、機関委任事務の整理合理化関係（三十四法律、五十事項）

- 1 調理師試験及び宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を民間に委譲するなど、十事項を廃止すること（十法律の改正）。

- 2 老人ホーム、保育所及び精神薄弱者援護施設等への入所等に関する事務など、三十三事項を市町村等の事務（団体委任事務）とすること（十七法律の改正）。
- 3 簡易専用水道に係る知事の給水停止命令等の権限を保健所設置市の長に委譲するなど、市町村において処理することが効率的なもの五事項を市町村に委譲すること（五法律の改正）。

- 4 電源開発調整審議会が関係都道府県知事から意見を聴取する場合に、当該都道府県知事の出席を要しないものとするなど、二事項の事務を整理合理化すること（二法律の改正）。

二、国・地方を通ずる許認可権限等の整理合理化関係（十

一法律、十一事項）

一の都道府県域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可等の権限を厚生大臣から都道府県知事に委譲するなど、国が直接処理していた事務十一事項を都道府県知事へ委譲すること（十一法律の改正）。

三、本法律は、一部を除き公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました五件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律案は、地方公共団体の自主性・自律性を強化しつつ、地域の実情に合った総合的、効率的な行政の実現及び事務運営の簡素化を図る観点から、昭和六十年七月の臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨に沿つて、五十事項の機関委任事務及び十一事項の国・地方を通ずる許認可権限等の整理及び合理化を図るため、十一

省庁四十三法律にわたる改正を一括して行おうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の趣旨と地方自治強化との関連、機関委任事務増加の原因と抑制策、機関委任事務を団体委任事務とする場合の留意点、保育所の入所措置等に係る基準政令の定め方等について質疑が行われました。が、その詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議が行われました。

次に、臨時行政改革推進審議会設置法案は、行政改革の推進が引き続き要請されている現下の情勢にかんがみ、ま

た、去る六月の臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであります。審議会の

構成は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて組織することとしております。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、中曾根内閣総理大臣の出席を求めるなど熱心な審査が行われました。

その主な質疑の内容は、増税なき財政再建と行革推進との関係、新行革審設置の理由と諮問事項、審議会の運営及び委員選任の基本方針等広範多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

採決により質疑を終局することを決定した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して久保田理事より反対、公明党・国民会議を代表して峯山委員より賛成、日本共産党を代表して内藤委員より反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員より賛成の旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法

律案は、去る八月の人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均二・三%引き上げるとともに、医師等に対する初任給調整手当及び扶養、宿日直等の各手当を改定するほか、筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院勧告の期限を昭和七十一年十二月三十一日まで、十年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額を改定するほか、内閣総理大臣及び国務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講じようと/orするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、官民較差五%未満の場合の勧告の方、完全実施に対する政府の決意等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、一般職職員給与法改正案に賛成、特別職職員給与法改正案に反対、防衛庁職員給与法改正案に棄権する旨の発言がありました。討論を終わり、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致、特別職職員給与法改正案は多数、防衛庁職員給与法改正案は全会一致をもつてそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する昭和六十一年八月一日付の意見の申し出にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する災害補償制度に關し、年金たる補償に係る平均給与額に年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する等の所要の措置を講じようと/orするものであつて、その主な内容は次のと

おりである。

一、年金たる補償に係る平均給与額の改正

(一) 年金たる補償に係る平均給与額について、人事院規則で定める年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する年齢階層に係る最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額又は最高限度額を当該職員の平均給与額とすること。

なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補

償保険制度において用いられる額を考慮して人事院が

定めることとすること。

(二) この改正の施行時において年金たる補償を受ける権利を有している者については、施行時における当該年

金たる補償に係る平均給与額が(一)の最高限度額を超える場合には、当該平均給与額を基礎として年金たる補償の額を算定することとし、その超える間、年金たる補償の額の自動改定は行わないこととする。

二、通勤の定義に関する規定の整備

通勤災害について、保護の対象となる通勤の範囲を人事院規則で具体的に定めることとすること。

三、収監中の者に対する休業補償の取り扱い

監獄等に収容されている者には、休業補償を支給しないこととする。

四、施行期日

年金たる補償に係る平均給与額の改正については昭和六十二年二月一日、通勤の定義に関する規定の整備及び収監中の者に対する休業補償の取り扱いについては昭和六十二年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る八月一日付の人事院の国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、年金たる補償に係る平均給与額に年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定するとともに、通勤の定義に関する規定の整備を行い、あわせて監獄等に収容されている者に対して休業補償を支給しないこととするほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、災害補償の法的性格、限度額設定の是非、社会経済情勢の変化に即応する通勤災害の範囲の拡大、収監中の職員に対して休業補償を支給しないことの取り扱い等のほか行政監察のあり方及び官民給与較差5%未満の場合の人事院勧告の方についても質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対の旨の発言がありました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、災害の予防及び職業病の発生防止のため努力すること等一項目にわたる自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。

臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第一八号）

要旨

本案は、行政改革の推進が引き続き要請されている現下の情勢にかんがみ、また、本年六月十日に提出された臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえ、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、臨時行政改革推進審議会を設置すること。

二、審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会の行つた答申並びに存置期間を迎えて解散した臨時行政改革推進審議会の述べた意見及び行つた答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申すること。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて組織すること。

四、審議会は、行政機関の長等に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるほか、行政機関等の運

當狀況を調査することができるものとすること。

五、審議会は、本法律施行日から起算して三年を経過した

日に廃止すること。

六、本法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一七ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二四号)

要旨

本案は、昭和六十一年八月十二日付の人事院の一般職の職員の給与に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給与等に関する法律について所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を平均二・三%、五千六百二十

九円引き上げること。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十三万五千円(現行二十三万円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を四万二千五百円(現行四万二千円)に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万五千円(現行一万四千円)に、配偶者のない職員の扶養親族のうち一人に係る支給月額を一万円(現行九千五百円)に引き上げること。

3 宿日直手当について、勤務一回当たりの支給限度額を、通常の宿日直勤務にあつては二千三百円(現行一千六百円)、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては一万二千円(現行一万円)に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては四千二百円

(現行三千二百円)に引き上げ、また、これらの宿日

二七ページ参照

直勤務が土曜日等の退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、その支給の限度額をそれぞれ三千四百五十円(現行一千四百円)、一万八千円(現行一万五千円)、六千三百円(現行四千八百円)に引き上げること。

また、常直的な宿日直勤務についての支給月額の限度額を一万三千円(現行一万千円)に引き上げること。

4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当につい

て、支給の限度額を日額二万五千四百円(現行二万四千八百円)に引き上げること。

5 筑波研究学園都市移転手当の改廃に関する措置についての人事院の勧告の期限を昭和七十一年十二月三十日に改めること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一

日から適用すること。ただし、宿日直手当に関する改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行すること。

二、大使及び公使の俸給月額を百二十三万三千円から八十一万円(現行百二十万一千円から七十九万三千円)の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を四十万三千二百円から二十万三千円

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二五号)

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額を百七十六万六千円(現行百七十二万五千円)、国務大臣等の俸給月額を百二十八万八千円(現行百二十五万八千円)、内閣法制局長官等の

俸給月額を百二十三万三千円(現行百二十万二千円)とし、その他政務次官以下の俸給月額を百四万九千円から九十一万千円(現行百二万五千円から八十九万円)の範囲内で改定すること。

千百円（現行四十万三千九百円から十九万八千五百円）

の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を四万五千二百円（現行四万四千二百円）及び二万五千四百円（現行二万四千八百円）にそれぞれ改定すること。

五、内閣総理大臣及び国務大臣の給与の一部返納について、所要の特例措置を講ずること。

六、旧国際科学技術博覽会政府代表の俸給月額については、昭和六十一年九月十五日までの間は、百三万九千円（現行百一万五千円）であつたものとすること。

七、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

委員長報告

二七ページ参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするとものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参考官等俸給表の俸給月額を平均二・三%並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額を平均二・四%それぞれ引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学学校の学生に支給する学生手当の月額を六万六千八百円（現行六万四千九百円）に増額すること。

三、営舎外居住を許可された自衛官に支給される営外手当の月額を六千百六十円（現行六千九十九円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用すること。

委員長報告

二七ページ参照

要旨